

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和元年度第4回津市入札等監視委員会
2 開催日時	令和2年2月7日（金） 午後2時から午後3時30分まで
3 開催場所	津市役所本庁舎 4階庁議室
4 出席した者の氏名	（津市入札等監視委員会委員） 西川源誌、伊藤庄吉、小川友香、岡島賢治、前川準一 （事務局） 総務部長 荒木忠徳 総務部次長 奥田寛次 調達契約課長 江川和宏 調達契約課工事契約担当主幹 岩城孝 調達契約課工事契約担当副主幹 岡本慎哉 調達契約課主査 井原崇視 特定事業推進担当参事(兼)建設整備課特定事業推進担当副参事 格嶋淳夫 営繕課長(兼)調達契約課公共工事総合評価担当副参事 鳥井宏孝
5 内容	(1) 入札・契約に関する報告について 入札及び契約手続の運用状況 (2) 入札等監視業務について 入札・契約抽出事案の審議 (3) その他 本市における最低制限価格の運用について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	総務部調達契約課工事契約担当 電話番号 059-229-3122 E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp

議事の内容 別紙のとおり

(1) 入札・契約に関する報告について

入札及び契約手続の運用状況

Q 入札参加者が1・2者、数者程度の案件が多く見られますが、どのような理由が考えられますか。

A 今回は10月から12月に開札を執行した案件ですが、年度当初から発注していますので、工事が施工中で技術者を確保することができないことなどが影響し、入札参加者が少なくなった案件が多くなったと推測しています。

Q 入札参加者が少数となる業種や工事内容に何か傾向などあるのでしょうか。

A 一概には申し上げられませんが、入札参加者が少なかった案件は建築一式で多くありましたが、設計金額が比較的安価な案件が多かったことが考えられます。

Q 入札参加者がなかったことにより入札を中止した案件が多くありますが、先ほど説明された入札参加者が少数であった案件と同じ理由でしょうか。

A 入札中止となった案件は全て入札参加者がなかったためですが、入札参加者数が少ない案件と同様に、技術者の確保ができないことなどが入札参加を見送られた原因の一つではないかと考えています。

Q 入札中止により工事の施工が遅れることになるとと思いますが、影響などはないのでしょうか。

A 例年、年度後半にかけて入札者がなかったことにより入札を中止した案件が多くなる状況があります。予算執行の時期的な都合があるものの、工事の発注にあたっては、工事の稼働率が一時期に集中することなく、年間を通じて平準化するようバランスのとれた発注に努めているところです。

Q 工事の事後審査型条件付一般入札のNo. 80やNo. 81の落札率が極端に低くなっていますが、何か理由があるのでしょうか。

A 2件については修繕で発注しています。修繕により契約を締結する場合は最低制限価格を設定していませんが、受注者にあつては、入札金額でもって適正な利益が確保されるものとして入札されたと考えています。

○ 案件一覧について、最低制限価格を設定する工事と設定しない修繕を分けて作成すべきではないでしょうか。工事と修繕については同一視できない部分があり、判断を見誤る可能性があることから、資料の作成方法について、次回以降は改めていただきたい。

○ 次回以降改めさせていただきます。

Q 2件については照明器具の取替修繕であるため、器具の仕入価格の状

況によっては、安価で施工できるということですね。

A 御指摘いただきました部分もありますし、修繕については、施設本体の維持管理、機能回復、効用の減少を防ぐことを目的とするものであり、隠れた瑕疵により品質が確保されなくなることは考えにくいいため、今のところ修繕については、最低制限価格を設定していません。

Q しゅんせつ業務委託について、4件とも受注者が同じ業者になっていますが、他の入札参加者の入札額は予定価格に近い金額であったのでしょうか。受注者の入札金額と同額程度だったのでしょうか。

A 4件全ての入札結果で、受注者の入札金額を僅かに上回る金額で入札されています。

Q このような入札結果について、適正な競争が為された結果であったと考えていますか。

A 受注者のみが他の入札者とかけ離れた入札金額ではないことから、そのように考えています。

○ しゅんせつ業務委託については、本委員会でもたびたび議論に取り上げられていますが、従前から入札参加者が3者程度の入札で、同様の入札結果となっていますので今後も注視していきたいと思います。

(2) 入札等監視業務について

入札・契約抽出事案の審議

(ア) 令和元年度営財管補継第40号

津市本庁舎大規模改修その他工事

Q 落札率が99.97%でほぼ100%となっており、一般競争入札による執行にもかかわらず入札参加者が1者となっています。入札参加者が限定されるような参加資格であったのですか。

A 本件については、入札参加者が開札前に辞退されたことにより入札を中止した工事を再発注したものです。入札参加資格については、別紙の入札参加者に必要な資格のとおりですが、入札参加資格を有すると認められる者として、代表構成員としては17者以上あると確認しており、また、第2構成員としては市内本店業者の14者ですので、最大14の特定建設工事共同企業体が入札に参加し得る状況でした。

Q 予定価格が高額な工事であるのに、他の業者が入札に参加せず1者のみになった理由をどのように考えていますか。

A 工事の大きな特徴としては、本庁舎を利用する市民の方、職員が執務を継続しながら施工する、いわゆる居ながら工事ですので、工期も長く入札への参加が難しい状況があったことが考えられます。前回、入札が中止となった結果を受けて、作業工程の見直し、作業の効率化により工期を625日間に短縮しましたが、配置技術者については、本件工事へ

の専任配置を要し、長期間にわたり拘束されることなどから、入札参加者が1者になったと考えています。

Q 代表構成員の入札参加資格を有する17者以上の内、市内に所在地を有する業者は何者程度あったのでしょうか。

A 数者程度ございました。

○ 前回の入札中止を受けて工期の短縮を図るなどされていますが、入札への参加がなかなか難しい状況もあったのでしょうか。今回の入札結果などを検証し、今後の発注については入札参加者がより多く競争性が高まるようさらに工夫していただきたいと思います。

※ 本件については、一部今後に検討を要するもののそれ以外はおおむね適正に処理されているものと認める。

(イ) 令和元年度建整特補第2号

久居駅東口広場等整備工事

Q 入札参加者が32者と多く参加されていますが、ほとんどが最低制限価格に近い金額での入札で、結果的に6者によるくじ引きとなっています。積算が容易な工事だったのでしょうか。

A 工事内容については、敷地造成、構造物撤去、舗装、照明設備など工種は多岐にわたっていますが、特殊な工種が含まれているわけではなく一般的な工種ですので、特に積算が難しい案件ではなかったと推測しています。

Q 久居駅周辺の整備事業はこれまでから継続して実施されていますが、本件も関連工事でしょうか。また、入札参加資格者もこれまで発注した工事と同じであったのでしょうか。

A 久居駅周辺整備事業は平成28年度から実施しており、道路整備、駅前ロータリー整備など継続して整備してまいりました。本件は最終の広場整備でございますが、工事内容については、工種は多いものの標準的な歩掛りにより設計している工事ですので、積算については特に難しい案件ではなかったと考えています。また、これまでに発注した工事と業種が同じで比較的同様の規模の工事ですので、これまでと同様の入札参加者が本件入札にも参加されています。なお、本件受注者にあつては、整備事業に伴う関連工事を施工していただいております。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(ウ) 令和元年度営生学継第47号

津市橋南公民館移転に伴う旧津市立修成幼稚園改修工事

Q 入札参加者 6 者全者の入札金額が同額で、くじ引きにより落札者を決定しています。くじ引きにより落札者を決めることは制度上仕方ないのかもしれませんが、同額であれば、価格だけではなく業者の技術力などを加味して落札者を決定する余地、又は制度などがないのかと思いますがいかがですか。

A 現行の入札制度においては価格のみによる競争で落札者を決定しています。委員御指摘の技術力を含めて評価する制度につきましては、価格及び価格以外の要素を併せて評価する総合評価落札方式になりますが、今年度から試行を再開し、業者の工事成績、配置技術者の工事実績などを評価項目として設定し、これまでに 3 件発注しました。試行案件の開札では結果的にくじ引きにはなりませんでしたが。試行案件を検証しつつ、今後については発注件数を増やしていければと考えています。

Q 入札結果を見る限り、価格以外の要素を評価する総合評価落札方式もいいのかと思います。ただし、評価項目については恣意的な評価がされないよう評価基準を明確に定めるとともに、公表しなければならないと思いますが、試行案件ではどのようにしていますか。

A 総合評価落札方式により発注する場合は、発注公告において総合評価落札方式であること、価格以外の評価点の評価項目及びその配点、落札者決定基準などを公表しております。また、評価項目及び配点については、工事発注前に三重県公共工事等総合評価意見聴取会に諮り決定しており、透明性、公正性を確保しております。

A 入札制度については、品質を確保したものをより安くという原則があり、また地方財政の観点からは、少ない予算で大きな効果を発揮することが求められています。一方で、価格のみでは判断できない、例えば特殊な技術や機能などを評価することが求められる工事については、総合評価落札方式により入札することが適切であろうと考えられます。全ての工事に総合評価落札方式を適用するのではなく、仕様や条件を仕様書に明確に決めることができる場合は価格のみによる競争、特殊な技術などを重視し評価する必要がある場合は総合評価落札方式が適していると考えられ、工事の内容や性質に応じて適切に決めるべきであろうと考えています。

本件については、施設の改修工事ですので価格競争により入札を執行していますが、最低制限価格が上限である予定価格の 90% となることが推測しやすかったため、入札者全者の入札金額が最低制限価格と同額でくじ引きによる落札決定となったと考えています。

Q 本件のような入札結果を見ると、価格のみの競争で落札者を決定する現行の制度以外の他の方法があつていいのではないかと思います。

Q 最低制限価格について、これまでの委員会でも土木一式工事では比較的

最低制限価格が読みやすいとたびたび伺っていましたが、今回、建築一式工事において、入札者全者が最低制限価格と同額になっています。建築一式工事で発注していますが、発注業種は適切であったと考えていますか。

A 本件については、施設の改修工事ですので、建築一式工事で発注しました。入札者全者が最低制限価格と同額となった入札結果については、最低制限価格の上限は予定価格の90%としており、最低制限価格が上限の90%になることが推測しやすい案件であったため、このような入札結果になったものと考えています。

○ 入札結果が妥当ではないと考えられる場合、改善するために何らかの策を講じなければならないのではないのでしょうか。

建築一式工事については、総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事ですので、本件のような施設の改修工事については、専門業種に分割して発注することも考えられたのではないかと考えます。

○ 最低制限価格の上限を予定価格の90%とする現行の最低制限価格制度がこのような入札結果を招いているともいえ、上限が撤廃された場合は、入札者全者の入札金額が一律同額になるといった結果が変わるのではないかと思います。

※ 本件については、適正に処理されているものと認める。

(3) その他

本市における最低制限価格の運用について

Q 最低制限価格が上限の予定価格の90%に達する案件が多くなってきたとの説明がありましたが、予定価格が市場における実勢価格と合っていないことはないのでしょうか。予定価格が実勢価格を適切に反映しているのであれば、最低制限価格は予定価格の90%の範囲内に収まることはないかと思いますが、予定価格は適正に算定されているのでしょうか。また、どのように算出しているのでしょうか。

A 本市においては設計金額を予定価格としており、設計書は国及び県の積算基準、積算単価などに基つき、適正かつ公正に算出しています。積算基準については定期的に一部改訂が実施されていますが、急激な物価上昇が生じた場合などは、設計書作成時と入札する時点が異なりますので、どうしても差が生じることもあると思います。

Q 多くの業者が積算された結果が予定価格の90%を超えるのであれば、予定価格の90%では適正な履行ができない状況になっているのではないのでしょうか。そうであれば、予定価格は実勢価格に追い付いていないとの考え方もできると思いますがいかがですか。最低制限価格の上

限範囲を変更することのみをもって、正しい対応なのか疑問に思います。

A 公共工事の設計書における設計単価については、市場調査に基づき決められていますが、最低制限価格の上限を予定価格の90%としている現行の最低制限価格制度において、最低制限価格は予定価格の90%であろうと推測して応札されるケース相次いでおり、我々発注者側が入札額を最低制限価格へ誘引しているのではないかと言及されることもございます。例えば自社の積算結果が予定価格の92、93%であったものの90%で応札する場合や、自社の積算結果が88%であったものの落札できないと考えられた結果、90%で応札する場合のいずれの場合もあり得ると思います。このような中、より効果的であると考えられるのが、予定価格の事後公表となります。本年度の試行案件の中には、入札者全者の入札金額が予定価格を大きく上回り不調となった案件もありましたが、このような場合は実勢価格と予定価格に乖離があったと考えられ、反対に最低制限価格を下回り失格となる場合は予定価格が高かったとも考えられるところです。契約締結後の実勢価格の急激な変動に対しては、契約約款に基づき各種スライド条項による措置で対応しております。これらの課題を解決するために、予定価格の事後公表、総合評価落札方式の試行が効果的な手段であると考えており、試行結果を検証しつつ、今後更に検討していきたいと考えています。

Q 三重県内の他市の状況はどのようになっていますか。

A 他市の公告、ホームページなどを確認したところ、鳥羽市、尾鷲市では三重県同様に最低制限価格の上限を撤廃しており、桑名市では令和2年4月以降の公告分から適用ですが、同様に最低制限価格の上限を撤廃されます。また、他市担当者への聞き取りを合わせて行いまして、複数の市において、上限の範囲の変更又は撤廃について検討されているとのこと。

Q 資料において最低制限価格設定率の平均は、平成30年度が90.76%、令和元年度が90.78%としていますが、最低制限価格の上限を公契連モデルと同様に92%とした場合、92%を超える案件は想定されますか。どのように考えていますか。

A 公契連モデルは最低制限価格の上限を92%に改定し、三重県は上限を撤廃しましたが、本市の最低制限価格は公契連モデルを準用し算出しており、現行の公契連モデル準用の算式によっては、先ほど最低制限価格設定率の平均を申し上げましたが、ほとんどの案件で設定率は92%を超えないかと考えています。三重県における最低制限価格の算式は公契連モデルより高い算式を採用しているため、推測になりますが、上限を92%にした場合であっても92%を超えるため、上限を撤廃したのではないかと考えております。

Q 現行の公契連モデル準用の算式を採用している限り、最低制限価格の設定率が92%を超えることはないと考えておられるのですね。

A 全くないと断言することはできませんが、92%を超えることはほとんどないと思います。資料のとおり、公契連モデルにおける算式が上昇してきましたが、低入札価格調査基準価格の範囲については変更がありませんでした。本市においても最低制限価格の上限の改定又は撤廃した場合、最低制限価格が上限の予定価格の90%となる入札においてはくじ引きに委ねることなく落札者を決定することになるものと考えられ、くじ引きによる落札決定となる件数は減少し、競争性についても高まるのではないかと思います。90%上限の案件における工事成績についても工事成績評点が大きく下がるといった傾向は見受けられない状況で、上限を撤廃した場合、高額な工事においては大きく支出金額が増えることにもなりますので、税の有効利用の視点からはデメリットの部分もありますが、最低制限価格については、これまでから最新の公契連モデルに見直しており、公契連モデルが改定された中、より良い入札制度に向け、本市における最低制限価格の設定範囲についても、上限の改定又は撤廃しつつ、予定価格の事後公表、総合評価落札方式の試行を推進することにより補完していきたいと考えております。

Q 最低制限価格の上限については、撤廃してもいいのではないかと思います。上限を変更又は撤廃する場合、どのように周知するのですか。

A 入札制度の改正などにかかる周知については、通常6月にホームページでお知らせしています。今回委員の皆様からいただきました御意見を踏まえ再度検討させていただきたいと考えております。周知の時期については、業者の入札への参加、不参加に関わる内容については事前に、最低制限価格制度については、これまでから改正内容や施行期日等を周知させていただいております。

Q 周知方法について、これまで苦情や問題などなかったのでしょうか。

A ホームページで大きく周知させていただくとともに、改正の内容によっては発注公告にも記載させていただいております。

条件付一般競争入札

NO.1

件 名	令和元年度営財管補継第40号 津市本庁舎大規模改修その他工事
落 札 者	日本土建・東海土建特定建設工事共同企業体
業 種	建築一式
施 工 場 所	津市西丸之内地内
工 期	契約締結日(令和元年12月18日)から625日間(令和3年9月2日)
工 事 概 要	新築 キュービクル棟 鉄骨造2階建 延面積300m2 思いやり駐車場 鉄骨造平家建 延面積36m2 改修 (防水改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) 外構 ※上記に係る建築工事等 一式
入 札 方 法	条件付一般競争入札
入 札 日 時	令和元年11月8日 午前9時00分
入 札 参 加 資 格 要 件	別紙のとおり

予 定 価 格 1,599,409,000 円
 落 札 価 格 1,599,000,000 円
 最低制限価格 1,439,460,000 円
 ※すべて税抜き
 落 札 率 99.97 %

令和元年度営財管補継第40号
 津市本庁舎大規模改修その他工事

予 定 価 格 1,599,409,000 円(消費税等相当額を除く)
 最低制限価格 1,439,460,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。(単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	日本土建・東海土建特定建設工事 共同企業体	1,599,000,000	落札決定

入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体とします。

(1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成18年1月1日施行。以下「要領」といいます。）第4条第1項に掲げる要件を備えている者
- ウ 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 構成員の数は2者とし、代表構成員及び第2構成員においては、各1者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し又はその出資の総額100分の50を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。
- カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後3か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手

方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る本契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者
- エ 審査基準日が平成29年10月1日から平成30年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の建築一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者
- オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）
- カ 官公庁等で発注された工事で、次の元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、出資比率が20%以上とします。）
 - ・契約金額14億1,000万円以上の建築物の居ながら改修工事（居ながら改修工事とは、業務を継続しながら内部等の改修を行う工事をいい、耐震補強工事等を含みます。）
- キ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士で、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- ウ 本市の区域内に本店を有する者
- エ 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- オ 本工事の施工現場に、一級建築施工管理技士又は一級建築士を専任で配置できること。
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

事後審査型条件付一般競争入札

NO.2

公 告 日	令和元年9月9日		工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和元年度建整特補第2号 久居駅東口広場等整備工事				
工 事 場 所	津市 久居新町		地内		
工 事 概 要	中低木植栽工 415本 側溝工 138m 照明設備工 5基 コンクリート系舗装工 1,811m² サイン施設工 4基 車止め工 34基 ブロック舗装工 399m² 管布設工(管径200mm～450mm) 59m				
工 期	契約締結の日から 令和2年3月13日 まで				
発 注 業 種	土木一式				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定			
	所在地要件	市内本店			
	格 付 要 件	A 1 ・ A 2			
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
		【ﾌﾞﾛｯｸ】	【地区】	【格付】	
	同 種 工 事 実 績 要 件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件					
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年9月27日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	令和元年9月18日 午後 5 時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回 答 日	令和元年9月24日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提 出 期 限	令和元年9月27日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年10月2日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予 定 価 格	85,951,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。				

予 定 価 格 85,951,000 円
落 札 価 格 76,340,000 円
最低制限価格 76,340,000 円

※すべて税抜き

落 札 率 88.82 %

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格です。

(単位:円)

令和元年度建整特補第2号
久居駅東口広場等整備工事

予 定 価 格 85,951,000 円(消費税等相当額を除く)

最低制限価格 76,340,000 円(消費税等相当額を除く)

〔入札者別の入札金額〕

下記入札金額に1.1を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)

	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)南山建設	75,050,000	失格(最低制限価格未満)
2	大和建设(株)	75,820,000	失格(最低制限価格未満)
3	(株)佐南組	75,830,000	失格(最低制限価格未満)
4	(株)ロッシュ	76,220,000	失格(最低制限価格未満)
5	本州舗装(株)	76,220,000	失格(最低制限価格未満)
6	(有)松村土木	76,240,000	失格(最低制限価格未満)
7	(株)マエダ組	76,240,000	失格(最低制限価格未満)
8	三重農林建設(株)	76,260,000	失格(最低制限価格未満)
9	(有)大森組	76,270,000	失格(最低制限価格未満)
10	吉村工業(株)	76,280,000	失格(最低制限価格未満)
11	(株)若葉晃建	76,280,000	失格(最低制限価格未満)
12	(有)丸新建設	76,290,000	失格(最低制限価格未満)
13	(株)ティー・エス・ケー	76,320,000	失格(最低制限価格未満)
14	(株)岩田組	76,320,000	失格(最低制限価格未満)
15	安濃建設(株)	76,320,000	失格(最低制限価格未満)
16	(株)磯田土建	76,330,000	失格(最低制限価格未満)
17	(株)広山建設	76,330,000	失格(最低制限価格未満)
18	田中土木(株)	76,340,000	落札決定(くじ引きによる)
19	勢和建设(株)	76,340,000	
20	(株)ジェイエイ津安芸	76,340,000	
21	本堂建設(有)	76,340,000	
22	(株)藤田組	76,340,000	
23	(株)藤久建設	76,340,000	
24	(株)藤谷建設	76,360,000	
25	(有)小林組	76,360,000	
26	(有)牛田水道	76,360,000	
27	坂倉水道(株)	76,370,000	
28	河芸建設(株)	76,380,000	
29	(株)河合組	76,380,000	
30	金子工業(株)	76,390,000	
31	(有)前田土木建設	76,400,000	
32	(株)近江建設	無効	技術者を専任で配置できないため

事後審査型条件付一般競争入札

NO.3

公 告 日	令和元年11月18日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営生学継第47号 津市橋南公民館移転に伴う旧津市立修成幼稚園改修工事			
工 事 場 所	津市 修成町 地内			
工 事 概 要	改修 (防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修、外構) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和2年8月31日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
		【ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄ】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置 (監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 令和元年12月6日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 令和元年12月6日 まで		
	販 売 店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	令和元年11月27日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	令和元年12月2日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当 (津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札 (一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	令和元年12月6日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年12月11日 午前10時50分 津市役所 (本庁舎) 7階 入札室			
予 定 価 格	136,191,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	有			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

予 定 価 格 136, 191, 000 円
落 札 価 格 122, 570, 000 円
最低制限価格 122, 570, 000 円

※すべて税抜き

落 札 率 90. 00 %

下記入札金額に1. 1を乗じた金額が申込価格です。 (単位:円)

	令和元年度営生学継第47号		
	津市橋南公民館移転に伴う旧津市立修成幼稚園改修工事		
	予 定 価 格	136,191,000	円(消費税等相当額を除く)
	最低制限価格	122,570,000	円(消費税等相当額を除く)
	[入札者別の入札金額]		
	下記入札金額に1. 1を乗じた金額が申込価格である。 (単位:円)		
	入 札 者	入札金額	備考
1	(株)アイケーディ	122,570,000	落札決定(くじ引きによる)
2	(株)ロッシュ	122,570,000	
3	(株)ジェイエイ津安芸	122,570,000	
4	(株)岩田組	122,570,000	
5	草深林業(株)	122,570,000	
6	安濃建設(株)	122,570,000	

本市における最低制限価格の運用について

最低制限価格とは、工事又は製造その他についての請負契約において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときに、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度であり、地方自治法施行令第167条の10第2項に規定されています。

その目的は、ダンピング受注の排除、工事の品質確保及び建設工事等の担い手の育成や確保等の建設工事業等の健全な発達促進を目的とする制度です。

国土交通省は、各都道府県を通じて市町に対して、低入札価格調査制度の基準価格や最低制限価格を、中央省庁が採用している中央公共工事契約制度運用連絡協議会の低入札価格調査基準価格モデル（以下「公契連モデル」という。）と同様の見直しを行うよう要請しています。

このことから、本市の最低制限価格は公契連モデルの準用を基本とし、三重県や県内他市の動向を注視しながら適宜見直しを行っています。

現在、本市では公契連モデルの平成29年版を準用し算出しており、最低制限価格の設定範囲については次のとおりです。

建設工事 予定価格の80%～90%の範囲内

コンサル 予定価格の70%～90%の範囲内

※ 公契連モデルとは

公共工事の契約制度の運用の適正化を図るため、国の省庁、公団・事業団等の公共工事発注部局が会員となって、発注機関相互の連絡調整や調査研究を行っている中央公共工事契約制度運用連絡協議会において公共工事に関する過去3年間の直近のコスト調査結果と設計価格を比較検討し示された低入札価格調査の基準価格モデル

1 最低制限価格（調査基準価格）の算式の推移

本市における最低制限価格については、平成20年9月から予定価格の一定割合で算出していたものを算式型に変更し、それ以降は公契連モデルと同様の見直しを行っています。

土木工事等

公契連モデル	津市	直接 工事費	共通 仮設費	現場 管理費	一般 管理費
平成20年6月～	平成20年9月～	95%※	90%	<u>60%</u>	30%
平成21年4月～		95%※	90%	<u>70%</u>	30%
平成23年4月～	平成24年4月～	95%	90%	<u>80%</u>	30%
平成25年5月～	平成26年4月～	95%	90%	80%	<u>55%</u>
平成28年4月～	平成28年6月～	95%	90%	<u>90%</u>	55%
平成29年4月～	平成29年6月～	<u>97%</u>	90%	90%	55%

※ 津市は直接工事費×100%

2 最低制限価格算定率の引き上げに伴う課題

本市の最低制限価格の算式は最新の公契連モデルに見直していますが、最低制限価格の設定範囲が予定価格の70%～90%となった後、直近の改正（平成29年度）までに直接工事費が95%から97%、現場管理費が70%から90%、一般管理費が30%から55%に引き上げられています。

算定率の引き上げに伴い、最低制限価格は上昇しますが、設定範囲の上限については予定価格の90%のまま引き上げが無いため、最低制限価格が上限の予定価格の90%となる案件が増加傾向にあり、平成30年度では44件、令和元年度においても44件（令和2年1月末日時点。）が上限に達しています。

工事の内容にもよりますが、工事費全体のうち材料費や労務費等の直接工事費の占める割合が高い工事ほど、最低制限価格が上限の90%となる傾向があり、最低制限価格が上限となる案件は、過去の入札結果等から最低制限価格が上限となっていることを推測しやすく、最低制限価格と同額での入札が多数発生しており、入札参加業者全者が最低制限価格と同額で入札した案件も見受けられます。

3 最低制限価格の設定範囲の改定

本市が最低制限価格の算式を準用している公契連モデルについては、公共工事の更なる品質確保を目的として、平成31年4月1日以降に入札公告等を行う工事及び製造その他についての請負契約の入札から、低入札価格調査制度の基準価格の設定範囲について70%から90%までを75%から92%までに

改定しました。また、三重県においては令和元年6月1日以降の発注分から最低制限価格の上限である予定価格の90%を撤廃しました。これらを受けて県内の自治体では最低制限価格の上限の見直しを検討する動きが始まっており、一部の自治体では三重県同様最低制限価格の上限を撤廃した自治体もあります。（資料1及び2のとおり）

< 建設工事 >

予算決算及び会計令第85条の基準について

適用	範囲
平成20年4月～	予定価格の3分の2～85%までの範囲内
平成21年4月～	予定価格の70%から～90%までの範囲内
平成31年4月～	予定価格の <u>75%</u> から～ <u>92%</u> までの範囲内

【参考】

国・三重県・津市比較表

	適用	下限	上限
国	平成31年4月～	75% (改正前 70%)	92% (改正前 90%)
三重県	令和元年6月～	70%	無 (改正前 90%)
津市	平成23年9月～	80%	90%

4 最低制限価格の設定範囲を改定した場合における最低制限価格設定率

本市の最低制限価格の設定範囲の上限は予定価格の90%としていますが、公契約モデルを準用、又は上限を撤廃した場合、最低制限価格が上限の予定価格の90%であった案件における最低制限価格設定率は、平成30年度発注分では平均90.76%、令和元年度発注分では平均90.78%となります。

最低制限価格が上限である予定価格の90%に該当する案件は、設計金額における直接工事費の占める割合が高い大型案件に多く見受けられ、原材料、労務費等の直接的な経費（直接工事費）については、工事の品質確保に直結することから、上限を変更又は撤廃することは、品質の確保により効果的であると考えられます。

また、これらの案件の大多数が、最低制限価格と同額でのくじ引きによる落札決定となり、一部については入札者全者のくじ引きとなっています。入札参加者が積算した結果、予定価格の90%を超えた場合であっても、受注競争が激化する中、受注するためには予定価格の90%で入札せざるをえない状況があることも考えられます。

これらのことから、上限の変更又は撤廃することは、最低制限価格制度を適切に活用し、より競争性を高める入札制度に資するものと考えられます。

○工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

昭和61年6月26日 採択

平成31年3月28日 最終改正

工事の請負に係る競争契約において、相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする。

1 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額

- ① 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 特別なものについては、1にかかわらず、契約ごとに10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乘じて得た額

公共工事に係る最低制限価格の運用について

消費税 10%適用案件は、__の箇所を 1.10 に読み替える。

平成31年6月

最低制限価格は地方自治法で設定することができることとなっている。発注者として健全な企業経営のもと適正な技術力を保持する企業が、品質の確保、労働災害の防止、元請下請の正常な関係維持の3つの視点から設計図書に基づき必要な価格を決定することが不可欠であることから、最低制限価格は予定価格の7/10以上の範囲で下記の考え方により算定される『工事に伴い最低限必要な費用（P）』とする。

但し、下記の考え方により算定された金額が予定価格の7/10を下回る時は7/10とする。最低制限価格算出の際の端数処理については、 $P/1.08$ 値の万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格/ 1.08 の7/10を下回る場合は、7/10以上となるように $P/1.08$ 値の万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定するものとする。また、企業庁が発注する工事の最低制限価格の運用は別途定めるものとする。

工事に伴い最低限必要な費用＝P

【工事区分】

① 一般土木工事

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.08$$

② 建築工事等

【一般】 $P = (\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.08$

【解体工事】 $P = (\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65) \times 1.08$

※建築工事に付随する設備工事は上記【一般】に準ずる。

③ 鋼橋製作・架設工

$$P = \{\text{直接工事費} \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{現場管理費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$$

④ 機械設備製作・据付工（下水機械設備工事を除く）

$$P = \{(\text{直接製作費} + \text{直接工事費}) \times 0.97 + (\text{間接労務費} + \text{共通仮設費}) \times 0.97 + (\text{工場管理費} + \text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$$

⑤ 電気・通信設備工事（下水電気・通信設備工事を除く）

$$P = \{\text{機器単体費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{現場管理費} + \text{機器間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$$

※土地改良工事積算基準などの積算体系を用いているものは、機器単体費を機器費、機器間接費は技術者間接費と読み替えるものとする。

⑥ 下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事

$$P = \{\text{機器費} \times 0.907 + \text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{設計技術費} + \text{現場管理費} + \text{据付間接費}) \times 0.9 + \text{一般管理費等} \times 0.65\} \times 1.08$$

※直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とする。

※ 共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計額とする。

※ 共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は、「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとする。

※ 算定方法は、費目ごとに率を乗じた値の円未満を切り捨てるものとする。

※ 工事に伴い最低限必要な費用（P）の算定については、「スクラップ評価額」は、「P算定式の直接工事費」に含むものとします。

「P算定式の直接工事費」＝「設計内訳表の直接工事費計」＋「スクラップ評価額」

この運用基準は平成15年1月14日の指名審査会に諮る対象工事から適用する。

この運用基準は平成16年4月1日の指名審査会に諮る対象工事から適用する。

この運用基準は平成19年1月1日以降、公告・公募、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成21年4月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成21年6月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成22年4月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成23年6月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成25年6月1日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。

この運用基準は平成 26 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
 この運用基準は平成 28 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
 この運用基準は平成 29 年 4 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
 この運用基準は平成 29 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。
 この運用基準は平成 31 年 6 月 1 日以降、公告（一般競争入札）、指名通知（指名競争入札）にかかる対象工事から適用する。

(参考)

積算基準		鋼橋積算基準		機械設備工事積算基準
直接工事費	⇔	材料費 製作費 工場塗装費 輸送費 架設費	⇔	直接製作費 材料費 機器単体費 労務費 塗装費 直接経費 直接工事費 輸送費 材料費 労務費 塗装費 直接経費 仮設費
共通仮設費	⇔	共通仮設費 間接労務費	⇔	間接製作費 間接労務費 間接工事費 共通仮設費
現場管理費	⇔	工場管理費 現場管理費	⇔	間接製作費 工場管理費 間接工事費 現場管理費 掘付間接費 設計技術費
一般管理費等	⇔	一般管理費等	⇔	一般管理費等